

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月14日
【会社名】	リズム時計工業株式会社
【英訳名】	RHYTHM WATCH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 孝二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月20日に提出いたしました第92期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）に係る内部統制報告書の記載事項に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続きを実施した結果、平成30年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたします。

#### 記

当社は、当社の連結子会社であるRHYTHM INDUSTRIAL (DONG GUAN) LTD. (以下、「麗声東莞」)において、不適切な会計処理および購買取引が行われた疑いがあることが判明したため、平成31年1月16日に外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、全容の解明及び原因究明ならびに同種の事案の有無について調査を進めて参りました。

平成31年3月12日に受領した同委員会による調査結果を踏まえ、当社は、麗声東莞の過年度の決算を訂正するとともに、平成30年3月期の有価証券報告書ならびに平成31年3月期第1四半期及び第2四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

調査の結果、麗声東莞において不適切な購買取引は認められなかったものの、不適切な会計処理が認められました。

今回の不適切行為が発生した原因は、当社連結子会社におけるガバナンス体制や情報共有・モニタリングの体制及び業務フローに不備があったこと、また当社としてのグループガバナンス体制等にも問題があったことにあると認識しております。

以上により当社は、財務報告に係る内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、平成31年3月14日に提出した第92期(平成30年3月期)有価証券報告書の訂正報告書の連結財務諸表にすべて反映しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、特別調査委員会の再発防止策に関する提言を踏まえ、開示すべき重要な不備の是正と再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

#### 1 麗声東莞における再発防止策

- (1) ガバナンスに関する取組み
- (2) コンプライアンスに関する取組み
- (3) モニタリング体制(内部統制・内部監査)に関する取組み
- (4) 社内環境に関する取組み

#### 2 当社における再発防止策

- (1) ガバナンスに関する取組み
- (2) コンプライアンスに関する取組み
- (3) モニタリング体制(内部統制・内部監査)に関する取組み
- (4) コミュニケーションに関する取組み

以上